

岩手県告示第319号

平成31年3月22日付け岩手県報第11873号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成31年岩手県告示第217号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成31年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 遠野市小友町43地割277の1、277の2、277の4

(2) 所在が不分明である通知の相手方 菊池アキ、菊池達郎、菊池徳次郎、和山茂男

2 通知の内容を掲示した場所 遠野市役所